

一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市

第2次村上市 人権教育・啓発推進計画

令和4年度 ▶ 令和8年度



村 上 市
村上市教育委員会



一人ひとりが人権を尊重し、 心豊かに暮らせる村上市を目指して

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

私たち一人ひとりが互いに思いやり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、相互に尊重し合うことが、人権が尊重される社会の実現、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現につながります。

国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、また、県では、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定されております。

本市においては、人権教育・啓発の推進に総合的かつ計画的に取り組むため、平成27年3月に「村上市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

この策定から5年が経過し、令和2年度に計画の評価と見直しを行うため、「人権に関する市民意識調査」を行い、その結果に基づき、「第2次村上市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

差別と偏見のない、「一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市」を目指すとともに、関係団体や関係機関と連携を図りながら、あらゆる差別や人権侵害をなくすため、学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発に関する施策を推進して参ります。市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力をいただきました村上市人権教育・啓発推進計画策定委員の皆様をはじめ、意識調査へのご協力や貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年3月

村上市長 高橋 邦芳

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	5
2 策定の背景	5
(1) 国際的な動き	5
(2) 国・県の動き	7
(3) 村上市の現状	9
3 基本理念	11
4 計画の評価と見直し	12
5 計画の推進に向けて	14
6 持続可能な開発目標SDGsについて	15
○人権に関する主な条約・法律等	16

第2章 さまざまな機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進	21
2 社会教育における人権教育の推進	23
3 市民に対する人権啓発の推進	24
4 企業・団体等に対する人権啓発の推進	28
5 市職員等に対する人権啓発の推進	29

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権について	33
2 子どもの人権について	35
3 高齢者の人権について	37
4 障がいのある人の人権について	38
5 同和問題（部落差別問題）について	40
6 外国籍住民の人権について	43

7 インターネットによる人権侵害について	44
8 LGBT（性的少数者）の人権について	46
9 身元調査について	48
10 差別を解消するための法律について	49
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）	
(2) 本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	
(3) 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	
11 さまざまな人権問題について	51
(1) ハンセン病問題	51
(2) 新潟水俣病問題	52
(3) 北朝鮮による拉致問題	54
(4) その他の人権問題	55
○HIV感染者の人権	
○東日本大震災に起因する人権	
○犯罪被害者等の人権	
○刑を終えて出所した人などの人権	
○新型コロナウイルス感染症に関連する人権	
参考資料	59